

日 程	開催日 令和5年(2023年)11月7日(火) 開始時間 午前 10時00分 終了時間 午前 11時30分 開催場所 西宮市消費生活センター 第1学習室、実習室			
議 事	1. 会長あいさつ 2. 出席委員確認 3. 会議録署名人の選出 4. 議題 (1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について (3) その他			
委 員	出席委員		欠席委員	委員は50音順
	委員	大本 久美子	大森 頼宗	
	委員	川崎 初美	木元 早苗	
	委員	木村 裕介		
	委員	中本 貴司		
	委員	平山 亜弓		
	委員	三宅 ゆかり		
	委員	吉井 美奈子		
事務局	産業文化局産業文化総括室 室長		杉原 和彦	以上4名出席
	消費生活センター 所長		赤松 圭	
	消費生活センター 係長		胡 奈緒子	
	消費生活センター 係長		廣田 景子	
傍聴状況				
	傍聴者 1名			

- 会 長 <開会・会長あいさつ>
それでは皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第27期西宮市消費生活審議会の第4回審議会を開催いたします。開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 会 長 <事務局人事異動について>
それでは続きまして、事務局に異動がありましたので、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 事務局におきまして、相談チームの江崎係長が異動となり、10月より廣田係長が新たに着任いたしました。
- <事務局挨拶>
- 会 長 ありがとうございます。ではこれからどうぞよろしくをお願いいたします。
続きまして、本日の審議会の出席状況と、傍聴人の状況について事務局お願いいたします。
- 事務局 <出席状況及び傍聴人についての報告>
ご報告いたします。当審議会の今期委員数は9名です。本日出席の委員は7名、欠席の委員2名で、西宮市附属機関条例第3条第5項に規定しております過半数の要件を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。
また、傍聴を希望されている方が1名おられることを併せてご報告いたします。
- 会 長 ありがとうございます。傍聴希望者1名おられるということで、委員の皆様にお諮りします。傍聴許可ということでよろしいでしょうか。
- <異議なしの声>
- 会 長 それでは、ご入室いただきますようお願いいたします。

(傍聴希望者入室)
- 会 長 <会議録の署名人の選出>
それでは会議録の署名人につきましては、五十音順でお2人をお願いしております。前回は中本委員と平山委員をお願いしていただきましたので、今回、三宅委員と吉井委員をお願いいたします。今回も審議会資料を事前にお送りいただいているわけですが、本日ご持参をお願いしております。事務局の方から、配布資料の確認をお願いしたいと思います。
- 事務局 <配布資料の確認>
- * 事前配布
(1)議題 (1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (9月末現在)
(2)議題 (2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について
(3)別紙 令和5年度消費者教育・啓発事業について (9月末現在)
- * 当日配布
(1)次第
(2)振込通知書 (振込のある方のみ)
(3)くらしの豆知識
(4)第27期西宮市消費生活審議会 第4回審議会 座席表
- 傍聴される方へお願いがございます。お渡ししております資料は、内部で検討中の資料で、今後訂正の余地がある関係で、外部に公表できる状態ではありませんので、審議会終了後、退出の際に事務局に返却していただきますようお願いいたします。
- 会 長 それでは、議題に入らせていただきます。
議題 (1)「西宮市の消費者行政の取組状況について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 <令和5年度9月末現在の西宮市の消費者行政の取組状況について、「(1)西宮市の消費者行政の取組状況について(9月末現在)」、「別紙 令和5年度消費者教育・啓発事業について(9月末現在)」資料に沿って説明>

●消費生活の相談状況

①相談件数

- ・契約者年代別相談件数で、70歳以上が363件、不明が642件となっているが、件数が逆であり、70歳以上が642件、不明が363件の間違い。
- ・昨年度の同時期と比べ、若干相談件数が増加。

②相談傾向

- ・商品やサービスが何なのか特定できないもので、請求対象が書かれていない不審な請求や身に覚えのない商品配送に関するSMSなどの相談の「商品一般」が多くなっている。

●高齢者の被害防止に向けた取組

《通話録音貸与事業》

- ・令和4年度7月より、地域防犯を担当している部署で、70歳以上の高齢者を対象とした自動通話録音機無償配付事業を開始していることもあり、そちらを利用している方が多いため、消費生活センターの通話録音装置の貸与事業の申請件数は少なくなっている。

●消費者教育・啓発

《小・中学校教育研修会》

- ・毎年実施。テーマは、「小・中学校における消費生活の現状と課題～契約とマネー教育」とあるが、正しくは、「金融商品や資産形成について」であり、27名参加。

市政ニュース消費生活ガイド、宮っ子くらしのインフォメーション啓発記事、知って得する消費生活講座は引き続き行っている。

《消費生活講座》

- ・8月は公民館で開催。

《消費生活出前講座》

- ・9月末時点で33回実施。10月以降も実施予定が多く、現時点でもさらに30回以上の実施を予定。9月末時点では中学校での実施はないが、今後1校2学年で実施予定。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。皆さんに考えていただいている間に私の方から2点質問させていただきます。通話録音装置貸与事業の申請件数が2件と少ない、というご報告がありましたが、それはなぜ、と推測されているのか、理由がもしわかれば教えていただきたいということと、小・中学校の教育研修会を「金融商品や資産形成」というテーマで行われたというご報告がありましたが、これは小・中学校の先生向けに先生方の金融商品や資産形成の講座だったのか、それともそれをどう子供たちに教えていくのか、という研修だったのか補足をお願いいたします。

事務局 まず1点目、通話録音装置貸与事業ですが、65歳以上の高齢者世帯、または日中に65歳以上の高齢者しかいない世帯に、1年間の貸与を行っています。おそらくその1年間というのが、申請が少ない原因の1つであるとともに、65歳以上から申請できますが、実際65歳から70歳の申請が非常に少なく、ほぼ70歳以上の方々からの申請となります。今年度は70歳以上の方は無償の配付事業がありますので、貸与期間途中で装置を返されて無償配付を希望される方が多いということもありますし、それ以外に同じ防犯担当が65歳以上の方を対象とした購入補助事業も行っています。貸与事業は、外付けの機械を回線で電話機と接続しますが、購入補助事業は、防犯機能付きの電話機の購入も対象となります。むしろ、外付けの機械はあまり店舗で売られておらず、防犯機能付きの電話機の方が多いようです。販売店も市の購入補助がありますよ、とかなり販促をされているようで、今のところ申請が少ないのはそのあたりかなと思っております。

小・中学校の消費者教育研修会ですが、金融商品や資産形成についてということですが、こちらは学校の先生が生徒にどう伝えるかというところを考えて実施しました。

会 長 ありがとうございます。講師はどなたがなさったのでしょうか。

- 事務局 日本証券業協会の講師の方にお願ひしました。
- 会 長 金融業界も今、無料でこういう講演をたくさんしていますので上手に活用していただいて、より多くこのような研修会ができるといいなと思ってお聞きしておりました。
- 委 員 教育・啓発事業全般についての確認と、私が住んでいます吹田市の行政での広報活動の事例の共有ですが、この「宮っ子くらしのインフォメーション」というのは市報なのかと、この中で啓発記事として取り上げられている、5・6月号、7・8月号、9・10月号で様々なトラブルの啓発活動をされているのですが、吹田市の市報でいい取り組みだなと思ったのはこのような表紙の1枚目に、黄色い警告表示でわかりやすく「STOP 特殊詐欺こんなときどうする」という案内をされていて、具体的には、還付金詐欺、預貯金詐欺、架空請求詐欺、オレオレ詐欺、それと先ほどご説明がありました通り吹田市では先着1,000台の防犯機能つき電話機等の購入費を補助する取り組みをされています。市報で記事を掲載するだけではなくて、目につきやすいような場所であるとか色合いであるとか、そういう工夫も必要だと思いますし、これはたまたま9月号で目にしましたが、継続的に年1回は定期的に広報していくことによって、市民の皆様が目につきやすいことに繋がるのではないかと思います。
あと、電話機の貸与についても環境や世の中の変化は激しいので、1年間限定の貸与よりは、購入補助の方にウェイトを置いた取り組みの方が、継続して高齢の方も使用しやすいのではないかと思います。
- 事務局 私どもで記事を書いています「宮っ子」は、地域情報誌ですが、市が補助している協会が作っているので、市の情報が色々載っています。そこに両面見開き1ページずつ、テーマを2つ掲載しています。確かにこちらに関しては地域情報誌であり、委託という関係で掲載料を払っておりますので市報のようにマメに掲載することはなかなか難しいですが、市政ニュースについては別途月2回掲載しており、さらに過去、消費生活センターを取り上げていただきまして、私が来てから2回ほど、成人年齢引き下げと、消費生活センターについて1面に掲載していただいたと思います。吹田市の市政広報ですが、月1回の発行ですか。
- 委 員 月1回ですね。
- 事務局 西宮市の市政ニュースは、月2回で、新聞より少し小さいサイズです。「宮っ子」の方はその掲載枠を移すのはなかなか難しい点は、正直あります。ありがとうございました。参考にさせていただきます。
- 会 長 ありがとうございました。ぜひ市政ニュースにもう少し頻繁に取り上げていただけるようなことがあるといいなと思ってお聞きしておりました。
他にいかがでしょうか。
- 委 員 今の話にさらにというところになります。この市政ニュースの「消費生活ガイド」と今の「くらしのインフォメーション」が広報的なところのメインのツールなのかなと、お聞きしていただいて、内容は私も相談に携わらせていただいておりますが、本当に、タイムリーというか、今、本当にこの内容は相談として大事ですよ、というところを取り上げられているな、というのがまず第1印象でした。ですので、本当に素晴らしいというか、取り上げる内容はいいと思いますので、まさに今、委員からご指摘があったように、あとはどう知らせるかという話になってくるかなと思っています。毎回同じようなことを申し上げているのですが、若者は多分、こういう紙ベースの物はなかなか今は見ないと思いますので、使い分けをさらにご検討いただいて、予算との関係もあるでしょうが、できるだけ現場、必要としている人の所にうまく情報が伝わるよう引き続きご検討いただけたらと思います。
- 事務局 広報が行き渡る目的と手段を考えないといけない。それは効果的な広報があつてこそ、というところがあります。若い世代の方が市政ニュースなどを見られるかと言われたらそこまでではないので、違う形の発信が重要と感じております。次の国の消費者教育の基本的な方針の中にもデジタル化が言われておりますし、おそらく県の方も、来年改定で、そんなところを色々多分考えられていると思いますが、そのようなデジタルの使い方は考えていかないといけないという所は、正直あります。

あと1点答え忘れておりましたが、先ほどの防犯担当が行っている通話録音装置購入補助へシフトする、という話で、今後、当課の貸与事業と併用していくのか、は両課で話をしている最中であり
ます。

会 長 ありがとうございます。どこも、見せ方や知らせ方をどうするかというのは課題として抱えてお
られると思いますが、西宮市ならではの何かが出てくるといいなと思いますのでどうぞよろしくお
願いいたします。
他にいかがでしょうか。

副会長 大学生の啓発の部分が、随時となっていますが、西宮市は大学がたくさんあるので、私も大学の教
員ですが、もう少し入り込めるのではないかと、これから出てくるかもしれませんが、どんどんそこ
のところ、授業や授業以外の課外活動でも関わっていただければ、もっと大きな枠でもいいと思う
ぐらい大学があるので、アピールしてもいいかなと思いました。質問というか感想です。

事務局 今年度大学交流協議会の方に、マルチ・副業が流行っておりましたので、そのご説明と大学交流協
議会のホームページにその情報をあげさせていただいたのですが、随時何かできることはないかと
いうことを考えております。本来大学に出前講座などに行ければいいのですが、ご案内は何度
かしたことはあるのですが。

副会長 私どもの大学は、大阪府が何故か1コマ講座を持っておられます。何で兵庫県や、西宮市じゃない
のか、ずっと思っているのですが。大阪府も知り合いがいて、来ている人も知っている人なの
でちょっと言いづらくて、何だろう何だろうとずっと思っていました。共通教育学部の一般教養の
ところで1、2コマを持っておられて、結構学生は受講しています。なので、そこに入っていた
いたら、ここに何百人受講、みたいに非常に書くことが増えるのではないのでしょうか。

事務局 それは、消費者トラブルの話ですか。

副会長 そういう内容もありますし、消費者教育全般の話で教材などの話もされています。多分、普段西宮
市でされていることや、兵庫県でされていることとほぼ同じだと思います。また機会があれば、今
ちょっと担当外れましたが、聞いておきたいと思いますが、ぜひお越しください。お待ちしております。

会 長 もしかしたら関西消費者協会との絡みですか。

副会長 そうです。関西消費者協会の方が来られています、一応多分、大阪府を通して来ている感じです。
何でだろうと思いつつ、長く毎年来られています。

会 長 出前講座の枠を年間これだけ消化しなければならないというところがあるので、ご協力いただける
大学さんに声を積極的にかけてさせてもらっているという背景があるのではないかと考えていま
す。

副会長 大阪の方はですね。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 先ほどデジタル化というお話がありましたが、前もお話しましたが、どうしても高齢者になると、
なかなかデジタル化について、ツールがないとかで、どうしても解決策を求めて見るのは、市政ニ
ュースなどに限られる。そこは吹田市の方は予算の関係からカラー版でしっかりしていますし、西
宮市の市政ニュースも大きな紙面があれば目に入ります。あとはコープのチラシなどがありますが、
アナログ化の部分のところも充実していただきたいという要望でございます。よろしくお願いま
す。

会 長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。特にないということで、次に進んでよろしいでしょうか。それでは、次に議題（２）「第２次西宮市消費者教育推進計画の推進について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局 <「第２次西宮市消費者教育推進計画の推進について」資料に沿って説明>

表は、計画 23 ページ第 4 章課題に基づいて推進の方向性の各項目について記載。左から各「推進の方向性」、次に「具体的施策」となる。「目標・行動」はこの施策について取り組んでいくことを記載。「取り組み状況」は各項目の令和 3 年、4 年の取り組みを記載。「取り組み状況」で、第 2 次の計画策定後に新規に取り組んだものについては、二重線を入れている。1 番右側、「成果計測のための指標」は計画見直し時の指標。

(1) 学校での消費者教育の推進

<具体的施策>

- ・学校での出前講座の実施
- ・小・中学校教科研究会との連携

<目標・行動>

1. 学校への取り組み
2. 教科研究会への取り組み
3. 消費者教育の実施状況の確認
4. 教育委員会への取り組み

<取り組み状況>

●出前講座の実施状況

- ・小学校の実施回数が増加
- ・教科研究会で小・中学校での出前講座の事例を紹介

●小・中学校教科研究会との連携

- ・消費生活センターに寄せられている小・中学校のトラブル事例を紹介し、先生方へ消費生活センターの役割や事例を周知
- ・小・中学校消費者教育研修会について、令和 3 年度は YouTube で配信研修を行ったが、対面より参加者が少なかった

<今後の取り組み>

学校での消費者教育の推進は、消費生活センターだけでなく、教育委員会や学校の協力も必要であり、定期的な庁内連携連絡会や情報提供などで消費者教育を通して連携していくことが重要であると考えており、本計画を通じて関係を深めていきたい。

(2) 地域での消費者教育の推進

<具体的施策>

- ・図書館での消費者教育の実施

<目標・行動>

- ・図書館での親子向け講座の実施
- ・消費生活センター主催講座と図書館消費生活関連ブックフェアとの連携
- ・消費者トラブル事例や消費者消費者教育に関する情報提供
- ・図書館との意見交換会の実施

<取り組み状況>

- ・年 2 回親子教室を実施し、参加者への消費者トラブル事例の紹介、図書館職員から関連する本の案内など、連携した事業を実施

<今後の取り組み>

引き続き意見交換を実施し連携した企画を実施していきたい。

<具体的施策>

- ・公民館での消費者教育の推進

<目標・行動>

- ・公民館地域学習推進員会講座への出前講師の派遣
- ・公民館推進員に対する出前講座の情報提供
- ・公民館推進員に対して、消費者教育の研修会の実施
- ・公民館 2 カ所での消費生活センター主催講座の実施

- ・消費者トラブル事例や消費者教育に関する情報提供
- ・公民館との意見交換会の実施

<取り組み状況>

- ・公民館地域学習推進員会講座での出前講師派遣は令和4年度は増加しているが、今年度は1回のみ実施
- ・公民館でのセンター主催講座を令和4年度より新たに実施しているが、参加者は消費生活センターで実施するより参加者が少ない

<今後の取り組み>

公民館推進員に対する消費者教育の研修については、今後の課題。

(3) 高齢者の消費者被害防止

<具体的施策>

- ・高齢者被害の情報発信
- ・高齢者被害の出前講座の実施

<目標・行動>

- ・出前講座の実施
- ・地域包括支援センターや社会福祉協議会に対して消費者トラブル事例の情報提供
- ・消費者トラブル事例の啓発
- ・関係課と意見交換会の実施

<取り組み状況>

- ・新たに地域包括支援センター、社会福祉協議会に対して、消費者トラブル事例を情報提供
- ・福祉局の関係部署と庁内連携連絡会を実施

<今後の取り組み>

計画推進の目標のため、見守り活動者に対する情報発信や研修会の実施に取り組んでいきたい。

(4) 各主体との連携の「場づくり」と情報共有

(6) 消費者教育の担い手の育成・活用

学校、地域、高齢者の消費者被害防止と一緒に取り組む。

(5) 効果的な情報の一元化と情報発信・情報提供

<具体的施策>

- ・消費者教育の情報の一元化
- ・オンラインでの情報発信

<目標・行動>

- ・ホームページの整理
- ・効果的な情報発信
- ・オンライン講座や動画等での情報提供

<取り組み状況>

- ・小・中学校消費者教育研修会での小中学生の消費者トラブル事例の紹介
- ・センター主催講座のオンライン開催

<今後の取り組み>

国や県や専門機関が作成している動画等のリンク集などを教育委員会を通じて学校に案内するなども検討していきたい。

(7) 関連分野との連携

<目標・行動>

- ・各分野での庁内連携連絡会の実施

<取り組み状況>

- ・消費生活展では、消費者教育に関連する課から提供された啓発チラシの展示を掲載

<今後の取り組み>

定期的に庁内連携連絡会を実施し、庁内での消費者教育の推進を図る。

委員のみなさまには、記載内容の質問とともに、今後進めていくなかでのアイデアや改善点のご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それではただいまのご報告・ご説明に関しまして、ご質問、ご意見、ご助言ありましたらよろしくお願いたします。私の方から1点確認をさせて下さい。1枚目の「目標・行動」の4つ目が、「教育委員会への取り組み」と書かれているのですが、「以外の取り組み」ということでよろしかったですか。

事務局 主に、上の方、学校主体の取り組みなのかなと考えておまして、教育委員会の担当課の所に、お話を上げるのが4番なのかなと。

会 長 では「教育委員会への取り組み」で大丈夫ですか。

事務局 はい。

会 長 「での」ではないですか。

副会長 私も「で」かな、と思いますけど。

会 長 はい。「教育委員会への取り組み」ということで。

委 員 資料の作り方についての質問ですが、「成果計測のための指標」が一番右側に書いてありますが、例えば1つ目でしたら、学校での消費者教育の推進の成果を計測するための指標というのが、教育委員会、学校がセンターとの積極的な協力関係を築く姿勢になるということで、指標は必ずしも数値である必要はないとは思いますが、指標と目標をどう書き分けておられるのかと、一番最後のページの一番下の「関連分野との連携」ですが、「成果計測のための指標」に書いていらっしゃる、「連携の内容について整理し、結果に繋げられる連携のしくみを確立する」というのは、目標ではないのかという感じがするのと、それとこの2つ目の欄の「目標・行動」が、目標と、取り組み状況とリンクする行動を一緒に書いておられるので、この計画が終わって達成状況を見られる際に、この指標を使って、達成状況を見られますよね。その時にどう使うか少しイメージしづらくて、お聞きしたいと思いました。

事務局 計画にはよく数値目標は掲載されますが、本計画は、ここの計画に書いているところを推進しているところとありますので、この指標のところは弱いと言われると、確かにそういうところがあります。おそらく指標のところ、取り組み状況の中の、実施回数が広がったり、前計画のこれまでできていなかった状況と、現状の比較という形で、計画の達成状況を判断していくとなっています。この辺の指標が目標と似ていると言われるものがありますので、今後、来年度以降計画を考えていく中で、修正を考えなければいけないかも知れません。

会 長 目標との書き分けについてはどのように考えてこれを作っておられますか。目標ではないということですね。指標に書かれている。目標は、「目標・行動」になっていますが、目標はどこに書いてありますか。3つ目の、この欄が目標と行動で「目標・行動」となっていますが、この中で目標はどれになりますか。4つ目標が挙がっていますが、1, 2, 3, 4という、これを目標と読むのですか。この欄の目標はどれに当たりますか。例えば1枚目のところで、「目標・行動」が3つ目の欄にありますか、この中で、目標はどこに当たりますか。

事務局 そうですね。どちらかといえば、これは行動ですね。

会 長 ですので、こう書くのであれば目標をまず書いていただきたいと思います。で、その目標が達成できたかどうかを、何をもって計測しますかという指標を右端に書いていただきたいというお願いです。ですので、「積極的な協力関係を築く姿勢になる」というのは多分目標ではないか、ということなのでこの欄に書く内容ではないということでしょうか。例えば取り組み状況を二重線で引いていただいて小・中学校の消費者教育研究研修会で小中学生の消費者トラブル事例の紹介をします、この取り組みに対して、それが達成できたかどうかは、どうやって計測しますか、ということが具体的にこの取り組み状況に合わせてそれぞれを書いていただくと皆さんわかりやすいのではないかと思います。

他にご質問ご意見いかがでしょうか。

委員 目標についてこういうことをやりますという定性的な考え方と、定量、何回実施しますという目標を掲げて何回やりましたと企業的にはそういう検証をやっていくから、その辺は明確にさせていただく方が何年度何回予定して、それに向けて、こういう取り組みやっていると、目標に向けてハードになってくるのはあると思いますし、コロナも、一段落終わっているという考え方に立てば、目標を立てていただいてもいいかと思いました。感想です。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 2点ございまして、1点目が、消費者教育というものの、位置づけの中でどう考えるかという話になるかと思いますが、私、兵庫県の違う分野の同様の計画について、協議会に出ることがありまして、その中で、今出ている話や支援者支援という話が出てきています。別に分野が違うから同じように考えるべきかという話には必ずしもならないと思いますが、個人的にはその直接アプローチ、先ほども出ていた高齢者の方が、なかなかデジタルでは難しいという話にも繋がるかと思います。直接市がダイレクトに市民にアプローチするのはなかなか難しいところがあると思いますので、やはり近くの人、ここで言うと、2枚目ですか、高齢者であれば、地域包括、社会福祉協議会に対して、情報提供と書いてありますが、情報提供するだけでそれで済む、解決するかという、多分難しいというか、それを聞いてどうしたらいいかというのはなかなかその現場の、包括のケアマネですとか社協の担当者が分かるかという難しいと思います。そこはやはりある程度専門的な知識が必要なところになると思うので、こういうことがあった場合にどうしたらいいんだよ、というところまで、広報や、アプローチをしていただきたいというのが現場で実際その消費生活センターに来るご相談を受ける立場としては思う所で、逆に言うとそこまで回ってくれば、目標としては達成されているというか、やろうとしていることの結果が出ている。要は、解決に向けて何か動けるところまで至っていると思います。そこまで至れるかと言う問題になると、その現場の方がいかにルートというか、方法を認識していただく、ということになるかと思いますが、周知プラス何をしたらいいかと言う方法論ですよ。そこまで、計画の内容を入れていただくと、何をすればいいかという、情報提供だけではなくて、例えば出前講座何回というよりは、先ほど、定量的なというお話もあったと思いますが、何人ぐらいの民生委員さんがいらっしゃってそのうちのどれぐらいの人がそういうことを聞いていただいたとか、先ほどの具体的な数値という話との兼ね合いでいうと、そういうものをより入れていただいたりしたら、具体化できるのではないかと感じたというところでは、じゃあ具体的にどうするかというところは、またご検討いただくと、できることとできないことがあると思います。ご検討いただければと思いますが、個人的には、支援者支援というか、現場の人に対して、どういうことをしてもらいたいかというところまで伝えていただくとそれは消費者教育として間接的にはなるけれども、実は現場というか市民に対しては直接のアプローチになりうるかな、と思ったというのが1点と、あともう1点は、庁内連携というところに関してですが、No.3の所ですね。取り組み状況ということで「啓発チラシの展示」と書いておられますが、ここもより具体的に、どの担当部か、組織がわかっていないのですが、どういうアプローチをされて、どういう協力をされるかということをもっと具体化していただけたらと思っています。最近私が個人的に思っているのは色々なトラブルは、クロスオーバーしているというか、高齢者の問題ですね、消費者の問題ですね、貧困の問題ですね、自殺の問題ですねとか、縦割りにには本当にできないところがあって、認知の問題が出てくるから消費者被害に遭ってしまう、要は複合的な問題になってくると思っています。だからこそ、色々難しい問題があろうかというのは承知していますが、具体的にどういう分野の、どういう担当部署とどういう連携をされるか、ということをもう少し具体化していただく方がありがたいかなと思いますし、消費者問題は、多重債務の問題もそうですが貧困や困窮などに関わる部分もあるので、個人的な感覚としてはそういう部署や、或いは詐欺的な犯罪に繋がる場所もあるので、防犯の部署との連携というのも教育という意味の位置付けの中でどう位置付けするか、なかなか難しい問題もあると思いますが、そういう形で整理していただくと、その連携のところを図っていただくというのは、ご検討いただいてもいいのではないかと感じました。

会長 ご意見ありがとうございます。
今の2つ目にありました「連携の仕組みを確立する」とここに指標で書かれていますが、具体的にどのようなイメージで書かれたのかを補足していただくと今のお答えに繋がるかと思います。

事務局 防犯の担当課と一緒に何かしましょうということで、昨年も講座に来ていただいたり、地域包括に

もこういうトラブルがありますので気を付けてくださいね、と情報提供をしてはいるのですが、それが単発であるのか、定期的であるのかというところがあると思いますので、今後は定期的な流れでやっていくというのが必要なのかなというところがあります。支援者支援は確かに消費生活センターだけではできない、消費者教育は余りにも広い部分がありますので、できない部分があって、学校であったり、地域であったり、高齢者の見守りの方々であったり、その方達に、こういうことが大切ですよとお伝えをして、そこを気づいてもらって何かあった時に、その人から、被害に遭われた方に、声をかけていただいて、センターに相談してもらおうという形が理想の支援者支援かと思います。なかなかその人たちに意識をしてもらおうところを指標とすると、それがどうやって計れるのかなかなか難しいところがありますが、やはりそこを定期的にしていかないといけないのかなと思います。たくさんの方にしてもらおうというのもあると思うので、定期的なところをまず考えたいとは思っています。

会 長 ありがとうございます。今の定期的、というお話もありましたので、その回数を単発ではなくて定期的にしていただくことも大事だとは思いますが、やはり複合的な問題を抱え、ここだけではもうできないよ、ということ投げかけていただいて、じゃあ具体的にどうということをするのかというところまでをしっかりと情報提供だけではなくて、共有していただきたいというご意見だったと思います。最初の支援者支援ということで、現場の方、支援者が行動できる方法論まで計画に入れていただきたいというご要望だと思いますので、もう少しこの情報発信というところにとどまらず、具体的にどうするの、というのが入るといいかなというご提案だったと思いますので、ご検討いただければと思います。実際に民生委員や社会福祉協議会に対する講演、啓発は何かされていましたか。

事務局 こういう事案がありますとお伝えするチラシなどを社会福祉協議会のお弁当に配布したりしていますが、具体的に、民生委員さんに対して何か話をしに行ったことはございません。

会 長 私個人的には、認知も含めたそういった高齢者の様々な日常生活に一番近いところで関わっておられる方で、民生委員だけではなく、ヘルパーで入っておられる方などから実際に被害の実態を聞き出すチャンスでもあると思いますので、そういう方たちを一堂に会して、今、西宮市の高齢者にどうというトラブルがあるのかという、共有する会みたいなものをぜひ入れていただきたいと思います。センターにとっても、新たな色々なトラブルを知る機会になるのではないかと思います。そこで、そういうトラブルを見た時に具体的にどうして欲しいということ直接伝えられる場になるかと思っておりますので、委員のご要望はそこだったと思いますので、ぜひ計画に入れていただければと思います。

他にございますでしょうか。

今回の議題は2つということで、(3)その他のところで、今回のこの議題にかかわらずということで、せっかくの機会ですので、ご要望等ございましたらお聞きしたいと思います。何かご質問やご意見ございますでしょうか。

委 員 No.3の資料で、推進の方向性の1番目で、「各主体との連携の「場づくり」というポイントと、下から2行目の「消費者教育の担い手の育成・活用」、具体的施策で両方とも「学校教育」という文言が入っていますが、それぞれやはり目標や取り組み状況、指標がざっくりした形となっている感じがします。私の子供が大阪市の高校に通ってまして、先日公民という教科書を確認したところ、SDGsやエシカル消費という内容が記載されていましたが、果たしてどれぐらいの量や時間をかけて先生が子供達に説明しているかわからないし、教科書プラスプリントが多数配られているのですが、その出どころははっきりしませんが、そのような連携を実際に市が受けている問い合わせ、具体的な事例、最新の問題点、特に学生に知ってもらいたい情報の共有という形であれば、この行動や取り組み状況を埋めることが可能かなと思いますので、できる範囲でそういう資料のサポート面での共有を考えていただければと思います。意見です。

会 長 ありがとうございます。

委 員 例えば、中高生、大学生が気をつけないといけない最新のトラブル事例をタイムリーに教育委員会を通じて市と共有する、そして学校と担当の先生がそこから選択して、プリントを活用することによって、指定された教科書とは別に、プリントとして共有することも可能ではないかと思いました。

- 事務局 消費生活センターに入っているような相談事例を、先生方に遡及していく。
- 会長 やはり、『くらしの豆知識』や国センが公表しているものは全国規模のものなので、子供たちが自分ごととしてトラブルを考えようとすると西宮市の相談事例、特に中学生高校生はこうですよとか、具体的に西宮市の現状がわかるような資料がタイムリーに、それこそ5年前のデータではなく、去年のデータとか、新しい情報が提供されていると、資料として有効ではないか、というようなご意見だったと思います。
- 委員 今回の点はまさに、先ほど議題の(1)で出ていた市政ニュースの消費生活ガイドで出されている内容とほぼほぼ同じではないか、タイムリーだからこの記事を出していただいている、実際私も、この4月号から9月号のご相談を概ねいただいているという感覚はありますので、まさに今年、今、という話かと思うので、そういうことを整理いただくと手間もかからないかと思ひますし、工夫の仕方では、今、委員がおっしゃられたことを比較的实现しやすいのかなと感じましたので意見として述べさせていただきますと思います。
- 会長 ありがとうございます。
私が高校の教員だった時は地元で配られる、こういった記事をプリントにして配っていました。しかしそれができる余裕が今、現場になくなったということもありまして、そういう資料をぜひセンターの方でご提供いただくと、アンテナをちゃんと張っておられる先生は喜んで使われるのではないかと思います。そういう資料の提供とそれらをどう現場に知らせるかということや、単に作ってもそれが現場に受け入れられなければもったいないという話になりますので、その両者が大事ではあると思いますが、そのように活用していただくというのも、ありかなと思います。
- 委員 これ(『くらしの豆知識』)を去年のと見比べましたが、「デジタル社会を生きる」の特集を見ると、かなり新しい情報に変わっている。もうこれだけでも学生にとってはすごく有効だと思いますが、学校に配ると決まっはいいないのですか。
- 事務局 今年度は、学校に配る予定はないです。
- 委員 小中高どこにも配らないのですか。
- 事務局 小・中学校各校1冊ずつ、今年度は配る予定です。
- 会長 小・中学校各校1冊。
- 委員 じゃあ、校長の所にいくだけですか。
- 事務局 そこです。
- 委員 校長がちゃんと情報共有をしてくださるのですか。
- 事務局 学校長宛という形になると、そこから先、実際携わる先生のところに降りているのかと言われると、そこまではわかりません。
- 委員 先ほどの高校生の公民でこれを全員に配るとすごくいいのではないかと思います。
- 会長 まさにこれが消費者教育の教科書として使われるといいなと思いますが、それはなかなか難しく、今、私が関わっている大学のオムニバスの授業はこれをテキストに1冊ずつ購入してもらって、一部使いながら、他の授業も入れてということをしてしていますが、最新の話題がありますので、これをマスターしていただければ、随分いいと思います。
- 委員 これを購入するとお金はいくらか、かかるのですか。

事務局 500 円です。

会 長 私は毎年、大学生にスタバのコーヒー 1 回我慢したらこれ買えるよ、と言いながら勧めています。毎年 9 月に新しいものが発行されます。

委 員 出前講座をやった時に先生にお勧めいただいたらいいのではないかと。

委 員 確かにすごい参考になります。

会 長 食生活のこととかも幅広く書いていますので。

委 員 最新の情報が載っていますね。

会 長 防災のところも第 7 章にあります。

副会長 結構読みやすいですね。

会 長 昔の『くらしの豆知識』は横書きではなくて、縦書きでした。それを、よくうちの学生に国センの人がヒアリングに来られたので、もう横書きでカラーでないと若者は見ませんとお伝えして、そこからがらっと変わって見やすくなりました。結構イラストも昔に比べて増えたと思います。もう少し字や、表、データの図が多くて、読み物本みたいになっていたのでは、大学生にとって難しかったです。他にいかがでしょうか。

委 員 もう議論が一旦終わりましたが、推進の方向性や表の書き方というのは、今回はこれでやっていかれたらいいと思いますが、次の時に、例えば他のところでどうしているかで包括と合わせたり、わかりやすいものを取り込んでされると、次回の計画の時に覚えておいて、それに合わせて、そもそも計画を立てるところから入れていけば、今回のようにいろいろ細かく聞かれないと思います。

会 長 これは私たちが見やすいように今回初めて作っていただいたのですよね。

副会長 そうですか。何回か見ているからもうこれ前回も作られたかと思いました。

会 長 今回初めてです。

副会長 すいません。結構他の市町村や県も作られていて、まあまあ決まったフォーマットのものがある。多分それに当てはめれば、この内容が悪いとかではなくて、書き方、表の持っていく方の問題だけだと思います。多分それで合わせれば、非常にいい内容だと思いますので、もったいないという感じがします。すいません。何回か打ち合わせで見えていますから、前からあったような気がしていました。じゃあ、大丈夫そうですね。よろしくお願いします。

会 長 まだ、もう少しお時間ありますので、いかがでしょうか。特になんかということですので、最後に第 5 回、次回の審議会の期日につきまして、事務局の方からお願いいたします。

事務局 <日程調整>
次回の審議会ですが、1 月下旬から 2 月上旬で考えておまして、一応候補日を絞らせていただいているのですが、1 月 29 日の午前中ですが、大丈夫でしょうか。そうしましたら 1 月 29 日の午前中ということで、10 時から同じように、ここでさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは本日立発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
これにて第4回消費生活審議会を終了いたします。